

第6章 救急・救助活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救急・救助体制及び救急医療体制の整備を図る。特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

第1節 救急・救助体制の整備

(1) 救助体制の整備・拡充 (消防局)

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

(2) 多数傷者発生時における救急・救助体制の充実 (消防局)

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）の連携による救急・救助体制の充実を図る。

(3) 自動体外式除細動器（AED：Automated External Defibrillator）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (消防局)

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、AEDの使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を推進する。

また、救急の日等の、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進するとともに、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進する。

(4) 救急救命士の養成の推進 (消防局)

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士の養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急

処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(5) 救急用資機材の整備の推進 (消防局)

救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

(6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進 (県 消防局)

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、防災ヘリコプターとドクターヘリとの相互補完体制を含めて救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。

(7) 救急隊員及び救助隊員の教育訓練の充実 (消防局)

複雑多様化する救急・救助事象に対応すべく救急隊員及び救助隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を積極的に推進する。

(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 (消防局 西日本高速道路㈱)

高速自動車国道における救急業務については、西日本高速道路株式会社（以下「西日本高速」と総称する。）が道路交通管理業務において自主救急として処理するとともに、沿線市町等においても消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。

このため、関係市町等と西日本高速の連携を強化するとともに、救急業務実施体制の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

なお、大分県下の高速自動車国道等で発生した災害に対し、活動の連携等を円滑に実施するため、大分市消防局他9消防本部（局）、大分県、大分県警察、西日本高速で「大分県高速自動車道等消防連絡協議会」を設置しており、定期的な会議・総合訓練・研修を引続き実施する。

第2節 救急医療体制の整備 (大分市保健所)

本市の救急医療は、大分市連合医師会（大分市医師会・大分郡市医師会・大分東医師会）の協力の下、昭和53年から休日・夜間当番医制度を設け救急医療にあたっている。

初期救急医療体制としては、医師会の協力による在宅当番医制により休日11施設（医科9・歯科2）、夜間5施設（医科）が確保されている。

また、第二次救急医療体制として、本市では、10医療機関が病院群輪番制により、年間を通して24時間診療を行っている。

小児救急医療については、大分こども病院が24時間365日対応しており、準夜帯においては平成24年4月に大分市小児夜間急患センターを開設し、小児初期救急医療体制の維持に努めている。

さらに、第三次救急医療体制として、大分市医師会立アルメイダ病院と大分県立病院が救命救急センターの指定を受け対応している。

一方、医療機関からの自主的な申し出により県が認定する救急告示病院も、救急医療にあたっており、現在市内では16医療施設が認定されている。

このように、本市では救急医療体制について、整備・充実を図っているところであるが、今後とも、交通事故被害者が迅速、適切な治療が受けられるよう、大分市連合医師会をはじめ関係機関の協力の下、市民のニーズに沿った質の高い救急医療体制の整備・充実を図る。

第3節 救急関係機関の協力関係の確保等

(大分市保健所)

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

また、医師、看護師等が救急現場及び搬送途上に出動し、救命処置を行うことにより救急患者の救命効果の向上を図るため、ドクターカーの活用の促進を図るとともに、災害派遣医療チームの活用を促進する。

なお、これらは道路交通に限らず、すべての交通分野における大規模な事故についても同様である。

第7章 被害者支援の充実と推進

交通事故の被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等（平成16年法律第161号）の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。

さらに、近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を加速化する。

第1節 自動車損害賠償保障制度の充実等

(1) 無保険（無共済）車両対策の徹底 （国土交通省）

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、かけ忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く市民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

(2) 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等 （国土交通省）

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及びその普及率の向上について引続き指導を行う。

第2節 損害賠償の請求についての援助等

(1) 交通事故相談活動の推進 （県 市民部）

県や市における交通事故相談所等を活用し、地域における交通事故相談活動を推進する。

(7)交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通事故相談所等は、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等との連絡協調を図る。

(4)交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図る。

(5)交通事故相談所等において各種の広報を行うほか、市のホームページや広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図るとともに、遠隔地の利用者の利便のため、巡回相談を実施するなど、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化 **(警察)**

警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な援助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。また、地方法務局、人権擁護委員、日本司法支援センター、交通事故紛争処理センター、交通安全活動推進センター、法律扶助協会及び日弁連交通事故相談センター等との連携を強化する。

第3節 交通事故被害者支援の充実強化

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 **(県 警察 市民部)**

被害者救済対象事業等については、今後も各事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実していく。

また、大分県交通安全推進協議会が行う交通事故遺児等援護基金を活用した交通遺児育成のための援護事業及び私立高等学校交通遺児等授業料助成事業を活用した援助を行う。

さらに、独立行政法人自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付や、自動車事故によって重度の後遺障がい（遷延性意識障がい）を負った被害者に対する介護料の支給・相談、あるいは公益財団法人交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業などの支援活動の周知を図る。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 **(県 警察 市民部)**

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、大分県交通事故相談所、警察署の

交通課、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を活用する。

特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問合せに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに、警察本部交通指導課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。

第 8 章 研究開発及び調査研究の充実

(国土交通省 警察 市民部 交通安全協会 市交通安全推進委員会)

交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、交通事故総合分析センターを積極的に活用して、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。

また、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させる。

さらに、官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報を市民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する市民の意識の高揚を図る。

第9章 高齢者交通安全対策の充実強化

近年、高齢運転者が加害者となる交通事故が増加している状況の中、高齢化の進展による高齢運転免許人口の増加が見込まれ、さらなる高齢運転者の交通事故増加が懸念される。

高齢運転者については、加齢に伴う身体機能の低下等から運転に不安を感じていながらも生活上の必要性からやむを得ず運転を継続している実態もある。

高齢者の交通事故を抑止するためには、高齢者が運転をしないでよい環境づくりが極めて重要であることから、次の施策を積極的に推進する。

第1節 高齢運転者の「代替交通手段」確保の推進（都市計画部 福祉事務所）

運転に不安を感じている高齢者が運転をしなくても生活に困ることのないようにするためには、自家用車の代替となる地域における公共交通の確保・充実が重要である。

そこで市では、地域の関係者との協働により、公共交通の不便地域等における日常生活に必要な生活交通路線の確保を図っている。

今後、高齢者を中心に公共交通に対するニーズが高まるものと考えられることから、引き続き、関係機関と連携を図りながら、高齢運転者の代替交通手段の確保に向けた施策を積極的に推進する。

第2節 運転免許自主返納支援制度の充実（県 警察 市民部）

県、市及び警察は、高齢運転者の運転免許自主返納について積極的な広報に努め、運転に不安を感じている高齢運転者の運転免許自主返納の拡大を図る。

特に、運転免許自主返納者の代替交通手段の確保のため、公共輸送機関に対するインセンティブの創設に向けた要請を継続し、また、運転免許自主返納サポート加盟店の拡大・充実に取り組み、高齢運転者が運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを推進する。

第3節 高齢者に対する交通安全教育の推進（第2章第1節（6）の再掲）

（警察 市民部 福祉事務所 交通安全協会 老人クラブ連合会）

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、

交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者及び自転車利用者、又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者の危険行動を理解させること、あわせて、高速道路の逆走や歩道・歩行者専用道路への侵入などによる重大事故を防止するため、道路や交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させることを目標に次の方針により実施する。

(1) 高齢者に対する交通安全教育を推進するため、市・警察等は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、老人クラブ及びふれあい・いきいきサロンを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

(2) 大分市老人クラブ連合会、交通指導員、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

特に、運転免許を保有しないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

(3) 高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。

(4) 電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすのメーカー等で組織される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進に努める。

(5) 地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、老人クラブ及びふれあい・いきいきサロンを対象とした安全運転教育を実施するほか、交通安全母の会を始めとして、地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。